

第 6 8 6 号
平成23年 6月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番号	頁数
・天理市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例	10	2

告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	144	2
・放置自転車等の保管について	145	3
・放置自転車等の保管について	146	3
・公示送達について	147	3
・平成23年第1回天理市議会臨時会の招集について	148	4
・大和都市計画地区計画の決定について	149	4
・大和都市計画地区計画の決定について	150	4
・大和都市計画地区計画の変更について	151	5
・大和都市計画生産緑地地区の変更について	152	5
・放置自転車等の保管について	153	5
・放置自転車等の保管について	154	5
・放置自転車等の保管について	155	6
・放置自転車等の保管について	156	6
・放置自転車等の保管について	157	7
・放置自転車等の保管について	158	7
・放置自転車等の保管について	159	7
・天理市福祉医療費資金貸付要綱の一部改正	160	8
・放置自転車等の保管について	161	8
・放置自転車等の保管について	162	8
・放置自転車等の保管について	163	9
・放置自転車等の保管について	164	9
・放置自転車等の保管について	165	10
・放置自転車等の保管について	166	10
・放置自転車等の保管について	167	11
・放置自転車等の保管について	168	11
・放置自転車等の保管について	169	12
・放置自転車等の保管について	170	12

・放置自転車等の保管について	171	12
・放置自転車等の保管について	172	13
・放置自転車等の保管について	173	13
・放置自転車等の保管について	174	14
・放置自転車等の保管について	175	14
・自転車等駐車場における放置自転車等の保管について	176	15
・公示送達について	177	15
・放置自転車等の保管について	178	15
・放置自転車等の保管について	179	16
・平成23年第2回天理市議会定例会の招集について	180	16
・放置自転車等の保管について	181	16

公 告	番号	頁数
・天理農業振興地域整備計画の変更について	15	17
・一般競争入札について	16	17
・一般競争入札について	17	19
・農用地利用集積計画について	18	22
・大和都市計画下水道事業大和川上流流域下水道の事業計画の変更案の縦覧について	19	22
・一般競争入札について	20	22
・一般競争入札について	21	25
・一般競争入札について	22	28

教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	7	31

農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	7	31

選挙管理委員会	番号	頁数
・選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録をした者の氏名を記載した書面の縦覧場所について	37	31
・選挙管理委員及び補充員の選挙の結	38	31

果について		
・選挙管理委員会の委員長選挙の結果について	39	31
・委員長職務代理者の指定について	40	32
・選挙権を有する者の直接請求に必要な選挙人の数について	41	32
・天理市農業委員会委員選挙における投票区について	42	32
監査委員会		
・住民監査請求の結果について	1	33

・定期監査報告について	2	35
公営企業		
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について	6	37
・農業集落排水処理施設の供用開始について	2	38
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について	7	38

条 例

（平成23年 5月27日 掲示済）

天理市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 5月27日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第10号

天理市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

天理市農業集落排水処理施設条例（平成9年 3月天理市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

農業集落排水事業苜原・仁興地区処理施設	天理市上仁興町、下仁興町及び苜原町の一部
---------------------	----------------------

附 則

この条例は、平成23年 6月 1日から施行する。

告 示

（平成23年 5月 6日 掲示済）

天理市告示第144号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 5月 6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年 5月 6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 5月 6日から平成23年 7月 4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

- 6 返還時に必要なもの
- (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 移動・保管費用(1台につき)
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 7 連絡先
- 天理市自転車等保管施設 電話0743 - 62 - 7778
天理市総務部地域安全課 電話0743 - 63 - 1001

(平成23年 5月 9日 掲示済)

天理市告示第145号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 5月 9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 5月 9日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 5月 9日から平成23年 7月 7日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年 5月 9日 掲示済)

天理市告示第146号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 5月 9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 5月 9日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町713番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 5月 9日から平成23年 7月 7日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年 5月 9日 掲示済)

天理市告示第147号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成23年 5月9日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意） 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

（平成23年 5月10日揭示済）

天理市告示第148号

平成23年第1回天理市議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成23年 5月10日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 期 日 平成23年 5月17日
- 2 場 所 天理市役所議事場
- 3 付議事件

天理市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
天理市監査委員の選任につき同意を求めることについて
専決処分の承認を求めることについて
議会議長の選挙について
議会副議長の選挙について
天理市議会常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について
山辺広域行政事務組合議会議員の選挙について
天理市選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について

（平成23年 5月10日揭示済）

天理市告示第149号

大和都市計画地区計画を決定するため、都市計画法（平成43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年 5月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 . 都市計画の種類及び名称
大和都市計画地区計画
郡山IC南地区地区計画
- 2 . 都市計画を定める土地の区域
天理市南六条町元六条方の一部
- 3 . 都市計画の縦覧場所
天理市川原城町605番地
天理市建設部まちづくり計画課内

（平成23年 5月10日揭示済）

天理市告示第150号

大和都市計画地区計画を決定するため、都市計画法（平成43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年 5月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 . 都市計画の種類及び名称
大和都市計画地区計画
稲葉地区地区計画
- 2 . 都市計画を定める土地の区域
天理市稲葉町及び嘉幡町の一部

- 3. 都市計画の縦覧場所
天理市川原城町605番地
天理市建設部まちづくり計画課内

(平成23年 5 月10日 掲示済)

天理市告示第151号

大和都市計画地区計画を変更するため、都市計画法（平成43年法律第100号）第21条第2項において準用する、第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年 5 月10日

天理市長 南 佳 策

- 1. 都市計画の種類及び名称
大和都市計画地区計画
遠田地区地区計画
- 2. 都市計画の変更を定める土地の区域
天理市遠田町の一部
- 3. 都市計画の縦覧場所
天理市川原城町605番地
天理市建設部まちづくり計画課内

(平成23年 5 月10日 掲示済)

天理市告示第152号

大和都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（平成43年法律第100号）第21条第2項において準用する、第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を天理市建設部まちづくり計画課において公衆の縦覧に供します。

平成23年 5 月10日

天理市長 南 佳 策

面 積	備 考
約66.37ha	地区数315箇所

(平成23年 5 月10日 掲示済)

天理市告示第153号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 5 月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 5 月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 5 月10日から平成23年 7 月 8 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成23年 5 月11日 掲示済)

天理市告示第154号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 5月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 5月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 5月11日から平成23年 7月 9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成23年 5月12日揭示済)

天理市告示第155号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 5月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 5月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 5月12日から平成23年 7月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成23年 5月13日揭示済)

天理市告示第156号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 5月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年 5月13日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成23年 5月13日から平成23年 7月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年 5月16日掲示済)

天理市告示第157号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 5月16日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年 5月16日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年 5月16日から平成23年 7月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年 5月16日掲示済)

天理市告示第158号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 5月16日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成23年 5月16日

3 移動対象区域

天理市川原城町728番地先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年 5月16日から平成23年 7月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年 5月16日掲示済)

天理市告示第159号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 5月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 5月16日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町3 2 7番地 1 先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 5月16日から平成23年 7月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成23年 5月17日揭示済)

天理市告示第1 6 0号

天理市福祉医療費資金貸付要綱（平成17年 7月天理市告示第2 0 5号）の一部を次のように改正する。
平成23年 5月17日

天理市長 南 佳 策

第 2 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を削る。

附 則

この要綱は、平成23年 6月 1 日から施行する。

(平成23年 5月17日揭示済)

天理市告示第1 6 1号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成23年 5月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 5月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 5月17日から平成23年 7月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9時から午後 6時まで
- (以下 略)

(平成23年 5月18日揭示済)

天理市告示第1 6 2号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成23年 5月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 5月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 5月18日から平成23年 7月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成23年 5月18日掲示済）

天理市告示第163号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成23年 5月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 5月18日
 - 3 移動対象区域
天理市三昧田町元東方344番地 2 先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 5月18日から平成23年 7月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成23年 5月18日掲示済）

天理市告示第164号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成23年 5月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年 5月19日
- 3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年5月19日から平成23年7月17日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年5月20日掲示済)

天理市告示第165号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年5月20日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年5月20日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年5月20日から平成23年7月18日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年5月20日掲示済)

天理市告示第166号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年5月20日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成23年5月20日

3 移動対象区域

天理市三島町416番地先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年5月20日から平成23年7月18日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成23年5月23日揭示済)

天理市告示第167号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したため、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年5月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年5月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年5月23日から平成23年7月21日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年5月23日揭示済)

天理市告示第168号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したため、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年5月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年5月23日
 - 3 移動対象区域
天理市前裁町212番地1先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年5月23日から平成23年7月21日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年5月23日揭示済)

天理市告示第169号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成23年 5月23日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成23年 5月23日

3 移動対象区域

天理市前栽町74番地 1 先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年 5月23日から平成23年 7月21日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成 23年 5月 24日 掲示済)

天理市告示第170号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成23年 5月24日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年 5月24日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年 5月24日から平成23年 7月22日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前 9時から午後 6時まで

(以下 略)

(平成 23年 5月 25日 掲示済)

天理市告示第171号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成23年 5月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 5月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 5月25日から平成23年 7月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成 23 年 5 月 26 日 掲 示 済）

天理市告示第172号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 5月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 5月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 5月26日から平成23年 7月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成 23 年 5 月 27 日 掲 示 済）

天理市告示第173号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 5月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年 5月27日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 5月27日から平成23年 7月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成 23 年 5 月 30 日 掲 示 済）

天理市告示第174号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 5月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年 5月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 5月30日から平成23年 7月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成 23 年 5 月 31 日 掲 示 済）

天理市告示第175号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 5月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年 5月31日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 5月31日から平成23年 7月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成23年 5月31日 掲示済)

天理市告示第176号

天理市自転車等駐車場条例(平成13年 9月天理市条例第31号)第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年 5月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成23年 5月31日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年 5月31日から平成23年11月30日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後5時まで
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
天理市開発公社 電話 0743-63-7210
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成23年 6月 1日 掲示済)

天理市告示第177号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成23年 6月 1日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成23年 6月 1日 掲示済)

天理市告示第178号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 6月 1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成23年 6月 1日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成23年 6月 1日から平成23年 7月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年 6月 2日 揭示済)

天理市告示第179号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 6月 2日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年 6月 2日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年 6月 2日から平成23年 7月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成23年 6月 3日 揭示済)

天理市告示第180号

平成23年第2回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成23年 6月 3日

天理市長 南 佳 策

記

1 期 日 平成23年 6月10日

2 場 所 天理市役所議事場

(平成23年 6月 3日 揭示済)

天理市告示第181号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年 6月 3日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成23年 6月 3日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成23年 6月 3日から平成23年 8月 1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

公 告

(平成23年 5月 6日 掲示済)

天理市公告第15号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成23年 5月 6日

天理市長 南 佳 策

1. 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所
天理市役所環境経済部農林課
天理市川原城町605番地

(平成23年 5月18日 掲示済)

天理市公告第16号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成23年 5月18日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

(1) 工事名 天理市立櫛本小学校旧屋内運動場解体工事

(2) 工事場所 天理市櫛本町

(3) 工事概要 解体工事 延べ床面積635㎡
構造 鉄筋コンクリート造(屋根鉄骨造)
平屋建
屋内運動場解体撤去
(躯体及び基礎、内外装、建築設備)
解体跡地整備
(排水設備、侵入防止柵設置等)

(4) 工期 平成23年 9月16日まで

(5) 予定価格 22,712,550円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 最低制限価格 20,572,650円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

(1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

建設業法の規定による建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。

経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。

本市が平成22年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成22年度)において建築一式工事の格付がB等級に位置づけされている者であること。

本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。

本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。

本市に対して不誠実な行為のない者であること。

- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、配置できること（契約金額5千万円以上の工事は、専任で配置すること。）

入札説明書 別表1-1の資格を有する者

入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

- (4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 (株)溜谷設計

住所 天理市田部町16番地

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
提出場所 第3(1)に同じ。
提出部数 各1部
提出方法 持参すること。
作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
(2) 場所 第3(1)に同じ。
(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
質問書 提出場所 第3(1)に同じ。
質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
(4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
(2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店 留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
(2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
(2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査

室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 免除

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743-63-1001 内線 332

別表(入札日程)

天理市立櫛本小学校旧屋内運動場解体工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成23年5月18日(水)から平成23年5月26日(木)まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成23年5月18日(水)から平成23年5月26日(木)まで
質問書の提出期限	平成23年5月31日(火) 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認の結果の通知日	平成23年6月6日(月)
質問書への回答日	平成23年6月6日(月)
競争参加資格がないとした場合の説明要望書提出期限	平成23年6月10日(金)
競争参加資格がないとした場合の当該理由の回答日	平成23年6月14日(火)
入札書到着期限日	平成23年6月20日(月) 書留郵便にて日本郵便 郵便事業(株)天理支店に必着のこと
開札の日時	平成23年6月21日(火) 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成23年6月21日(火) 午前11時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

別表 1-1

	工事業種	配置技術者の資格(いずれかに該当すること)
1	建築工事	建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上、又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者 と同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者 建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者

(平成23年5月18日掲示済)

天理市公告第17号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成23年 5月18日

天理市長 南 佳 策

第1 工事概要

- (1) 工事名 天理市立井戸堂幼稚園園舎耐震補強工事
- (2) 工事場所 天理市西井戸堂町
- (3) 工事概要 鉄骨造平屋建園舎1棟
延べ床面積：361㎡
 - ・壁鋼製ブレース設置9ヶ所及び鋼板補強8ヶ所
 - ・小屋鋼製ブレース設置8ヶ所
 - ・既設壁ブロック積撤去し、軽量間仕切り壁に改修5か所
 - ・上記補強に伴う内装改修及び保育室出入口サッシ取替2か所
- (4) 工 期 平成23年10月31日まで
- (5) 予定価格 13,484,100円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- (6) 最低制限価格 11,993,100円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 建設業法の規定による建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
 - 経営規模等評価結果（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - 本市が平成22年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成22年度）において建築一式工事の格付がB等級に位置づけされている者であること。
 - 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
 - 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、配置できること（契約金額5千万円以上の工事は、専任で配置すること。）。
 - 入札説明書別表1-1の資格を有する者
 - 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
 - 名称 (株)建築設計エスディ
 - 住所 天理市西井戸堂町522-29

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
 - 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - 提出場所 第3(1)に同じ。
 - 提出部数 各1部

提出方法 持参すること。
作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
質問書提出場所 第3(1)に同じ
質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店 留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金 免除
契約保証金 免除
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743-63-1001 内線 332

別表(入札日程)

天理市立井戸堂幼稚園園舎耐震補強工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成23年5月18日(水)から平成23年5月26日(木)まで 天理市ホームページからダウンロードできます。

申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成23年 5 月18日（水）から平成23年 5 月26日（木）まで
質問書の提出期限	平成23年 5 月31日（火） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認の結果の通知日	平成23年 6 月 6 日（月）
質問書への回答日	平成23年 6 月 6 日（月）
競争参加資格がないとした場合の 説明要望書提出期限	平成23年 6 月10日（金）
競争参加資格がないとした場合の 当該理由の回答日	平成23年 6 月14日（火）
入札書到着期限日	平成23年 6 月20日（月） 書留郵便にて日本郵便 郵便事業(株)天理支店に必着のこと
開札の日時	平成23年 6 月21日（火） 午後 1 時30分
くじを行う場合の日時	平成23年 6 月21日（火） 午後 3 時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

別表 1 - 1

工事業種	配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
1 建築工事	建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後 5 年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後 3 年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後 5 年以上、又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後 3 年以上実務の経験を有する者 建設業法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建築施工管理又は 2 級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者 と同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者 建築士法（昭和25年法律第202号）による 1 級建築士又は 2 級建築士の免許を受けた者

（平成23年 5 月18日揭示済）

天理市公告第18号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成23年 5 月18日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

（平成23年 5 月20日揭示済）

天理市公告第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、国土交通省近畿地方整備局長より大和都市計画下水道事業の事業計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第 2 項の規定において準用する同法62条第 2 項の規定に基づき、天理市上下水道局下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成23年 5 月20日

天理市長 南 佳 策

（平成23年 5 月25日揭示済）

天理市公告第20号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 2 項及び第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成23年 5 月25日

天理市長 南 佳 策

第 1 工事概要

- (1) 工事名 道路改良工事 天理王寺線
- (2) 工事場所 天理市勾田町、御経野町
- (3) 工事概要 工事延長 L = 159.6m
土 工 一式
排水構造物工 一式
路面排水工 一式
仮 設 工 一式
道路付属施設工 一式
舗 装 工 一式
- (4) 工 期 平成24年 1月31日まで
- (5) 予定価格 31,951,500円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 27,610,800円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

(1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたもの)であって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

建設業法の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。

経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。

本市が平成22年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成22年度)において土木一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。

本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。

本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。

本市に対して不誠実な行為のない者であること。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。

入札説明書 別表1-1の資格を有する者

入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

第3 入札手続等

(1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。

交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。

提出場所 第3(1)に同じ。

提出部数 各1部

提出方法 持参すること。

作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。

質問書提出場所 第3(1)に同じ。

質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

- (4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便 郵便事業(株)天理支店 留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金 免除
契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所 総務部総務課 入札審査室 電話番号 0743-63-1001 内線 332 別表(入札日程)

道路改良工事 天理王寺線	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成23年5月25日(水)から 平成23年6月2日(木)まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成23年5月25日(水)から 平成23年6月2日(木)まで
質問書の提出期限	平成23年6月8日(水) 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認の結果の通知日	平成23年6月15日(水)
質問書への回答日	平成23年6月15日(水)

競争参加資格がないとした場合の説明 要望書提出期限	平成23年 6月20日(月)
競争参加資格がないとした場合の当該理由の回答日	平成23年 6月24日(金)
入札書到着期限日	平成23年 6月27日(月) 書留郵便にて日本郵便 郵便事業(株)天理支店に必着のこと
開札の日時	平成23年 6月28日(火) 午前 9時30分
くじを行う場合の日時	平成23年 6月28日(火) 午前11時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

別表 1 - 1

工事業種	配置技術者の資格(いずれかに該当すること)
1 土木工事	<p>土木工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めた者</p> <p>土木工事に関し10年以上実務の経験を有する者</p> <p>土木工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規定による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規定による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</p> <p>建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>上記と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣(平成13年1月5日以前にあっては建設大臣)が認定した者</p> <p>技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)に合格した者</p>

(平成23年 5月30日掲示済)

天理市公告第21号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成23年 5月30日

天理市長 南 佳 策

第 1 工事概要

- (1) 工事名 天理市立井戸堂小学校 屋内運動場耐震補強工事
- (2) 工事場所 天理市西井戸堂町
- (3) 工事概要 耐震補強工事 鉄骨にて補強
壁面をブレースにて補強
西面4箇所 東面4箇所
屋根と壁を方杖(鋼材)にて補強
北面2箇所 南面2箇所
既存鉛直ブレース撤去共
内外装改修工事
屋根:破風取付 ルーフデッキ
ガルバリウム鋼板撤去新設
樋:軒樋タテ樋撤去新設
外壁:セメント形成版撤去新設
その他 設備工事
- (4) 工 期 平成23年10月20日まで

- (5) 予定価格 28,141,050円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 25,061,400円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 - 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 建設業法の規定による建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
 - 経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - 本市が平成22年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成22年度)において建築一式工事の格付がB等級に位置づけられている者であること。
 - 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
 - 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
 - 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、配置できること。(契約金額5千万円以上の工事は、専任で配置すること。)
 - 入札説明書 別表1-1の資格を有する者
 - 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 (株)溜谷設計
住所 天理市田部町16番地

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
提出場所 第3(1)に同じ。
提出部数 各1部
提出方法 持参すること。
作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
質問書提出場所 第3(1)に同じ。
質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便 郵便事業(株)天理支店 留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金 免除
契約保証金 免除
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所 総務部総務課 入札審査室 電話番号 0743 - 63 - 1001 内線 332

別表（入札日程）

天理市立井戸堂小学校屋内運動場耐震補強工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成23年5月30日（月）から 平成23年6月7日（火）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成23年5月30日（月）から 平成23年6月7日（火）まで
質問書の提出期限	平成23年6月13日（月） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認の結果の通知日	平成23年6月20日（月）
質問書への回答日	平成23年6月20日（月）
競争参加資格がないとした場合の説明 要望書提出期限	平成23年6月23日（木）
競争参加資格がないとした場合の当該 理由の回答日	平成23年6月27日（月）
入札書到着期限日	平成23年6月30日（木） 書留郵便にて日本郵便 郵便事業(株)天理支店に必着のこと

開札の日時	平成23年 7月 1日(金) 午前 9時30分
くじを行う場合の日時	平成23年 7月 1日(金) 午前11時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前 9時から午後 5時まで(正午から午後 1時までを除く。)とする。

別表 1 - 1

工事業種	配置技術者の資格(いずれかに該当すること)
1 建築工事	建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後 5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後 3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後 5年以上、又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後 3年以上実務の経験を有する者 建設業法による技術検定のうち検定種目を 1級の建築施工管理又は 2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者 と同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者 建築士法(昭和25年法律第202号)による 1級建築士又は 2級建築士の免許を受けた者

(平成23年 5月25日掲示済)

天理市公告第22号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成23年 5月30日

天理市長 南 佳 策

第 1 工事概要

- (1) 工事名 天理市立丹波市幼稚園園舎耐震補強工事
- (2) 工事場所 天理市丹波市町
- (3) 工事概要 鉄骨造平屋建園舎 2棟(延べ床面積1,478㎡)
壁鋼製ブレース設置(75箇所)
基礎増打補強(2箇所)
既設壁ブロック積撤去し、
軽量間仕切り壁に改修(17箇所)
上記補強に伴う内装改修
- (4) 工期 平成23年11月30日まで
- (5) 予定価格 27,590,850円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 24,679,200円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第 2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 建設業法の規定による建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
 経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
 本市が平成22年 7月 1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成22年度)において建築一式工事の格付がB等級に位置づけされている者であること。
 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
 本市に対して不誠実な行為のない者であること。

- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、配置できること。(契約金額5千万円以上の工事は、専任で配置すること。)

入札説明書 別表1-1の資格を有する者

入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

- (4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 (株)建築設計エスディ

住所 天理市西井戸堂町522 29

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632 8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743 63 1001 内線 332

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
提出場所 第3(1)に同じ。
提出部数 各1部
提出方法 持参すること。
作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
(2) 場所 第3(1)に同じ。
(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
質問書提出場所 第3(1)に同じ。
質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
(4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
(2) 入札書の送付先 日本郵便 郵便事業(株)天理支店 留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
(2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
(2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査

室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 免除

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所 総務部総務課 入札審査室 電話番号 0743-63-1001 内線 332

別表(入札日程)

天理市立丹波市幼稚園園舎耐震補強工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成23年5月30日(月)から平成23年6月7日(火)まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成23年5月30日(月)から 平成23年6月7日(火)まで
質問書の提出期限	平成23年6月13日(月) 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認の結果の通知日	平成23年6月20日(月)
質問書への回答日	平成23年6月20日(月)
競争参加資格がないとした場合の 説明要望書提出期限	平成23年6月23日(木)
競争参加資格がないとした場合の 当該理由の回答日	平成23年6月27日(月)
入札書到着期限日	平成23年6月30日(木) 書留郵便にて日本郵便 郵便事業(株)天理支店に必着のこと
開札の日時	平成23年7月1日(金) 午後1時30分
くじを行う場合の日時	平成23年7月1日(金) 午後3時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

別表 1 - 1

	工事業種	配置技術者の資格(いずれかに該当すること)
1	建築工事	建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上、又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者 と同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者 建築士法(昭和25年法律第202号)による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者

教育委員会

(平成23年 6月 1日 掲示済)

天教告示第7号

平成23年 6月 6日 午後 1時30分から 6月 定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成23年 6月 1日

天理市教育委員会
委員長 落合 啓 男

農業委員会

(平成23年 5月31日 掲示済)

天農委告示第7号

平成23年 6月 6日 午後 2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成23年 5月31日

天理市農業委員会
会長 森田 周 作

議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について

議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第4号 その他

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

市街化区域の専決処分について(報告)

議会推薦による農業委員の辞職願について

選挙管理委員会

(平成23年 5月12日 掲示済)

天選告示第37号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成23年 6月 3日から同月 7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成23年 5月12日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖 介

縦覧場所 天理市川原城町605番地 天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成23年 5月23日 掲示済)

天選告示第38号

天理市選挙管理委員会の委員及び補充員の任期満了に伴い、平成23年5月17日天理市議会臨時議会において、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定による選挙が行われた結果、選挙管理委員及び補充員に選任された者の住所及び氏名は次のとおりである。

平成23年 5月23日

天理市選挙管理委員会
臨時委員長 堀内 靖 介

1 選挙管理委員 略

2 補充員 略

(平成23年 5月25日 掲示済)

天選告示第39号

平成23年 5月25日の選挙管理委員会において、地方自治法第187条第1項の規定による選挙を行った結果、委員長に当選した者の住所及び氏名は次のとおりである。

平成23年 5月25日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖 介

委員長に当選した者の住所及び氏名 略

(平成23年 5月25日 揭示済)

天選告示第40号

地方自治法第187条第3項の規定により、委員長職務代理者に指定した者の住所及び氏名は次のとおりである。

平成23年 5月25日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

委員長職務代理者に指名した者の住所及び氏名 略

(平成23年 6月 2日 揭示済)

天選告示第41号

平成23年 6月 2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年 6月 2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内 靖介

50分の1の数 1,070人
6分の1の数 8,917人
3分の1の数 17,833人

(平成23年 6月 3日 揭示済)

天理市選挙管理委員会告示第42号

天理市農業委員会の委員の投票区に関する告示を次のように定める。

平成 23年 6月 3日

天理市選挙管理委員会委員長 堀内 靖介

天理市農業委員会の委員の投票区に関する告示

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第17条第2項の規定により天理市農業委員会委員選挙における投票区を次のとおり定める。

なお、天理市農業委員会委員の投票区に関する告示(昭和38年 7月天理市選挙管理委員会告示第48号)は、廃止する。

投票区	区域
第1投票区	丹波市町、守目堂町、田町、勾田町、御経野町、川原城町、三島町、杣之内町(木堂を除く。)
第2投票区	石上町、田部町、別所町
第3投票区	滝本町、内馬場町、布留町、豊井町、豊田町、岩屋町、杣之内町(木堂)
第4投票区	藤井町、上仁興町、下仁興町、菅原町
第5投票区	前裁町、杉本町、平等坊町、上総町、富堂町、岩室町、喜殿町、小路町、中町、南六条町、小田中町、指柳町、田井庄町
第6投票区	西井戸堂町、東井戸堂町、合場町、小島町、九条町、備前町、吉田町
第7投票区	二階堂南菅田町、二階堂北菅田町、二階堂上ノ庄町、荒蒔町、稲葉町、庵治町、嘉幡町
第8投票区	佐保庄町、三味田町、兵庫町、竹之内町、乙木町、園原町、福知堂町、永原町、長柄町、西長柄町、新泉町、岸田町、中山町、成願寺町、萱生町
第9投票区	柳本町、渋谷町
第10投票区	檜垣町、遠田町、海知町、武蔵町
第11投票区	櫛本町、櫛町、蔵之庄町、森本町、中之庄町、和爾町

第12投票区	福住町、長滝町
第13投票区	山田町

附 則

この告示は、次の天理市農業委員会委員選挙の告示の日から施行する。

監査委員

(平成23年 5月16日揭示済)

天監委告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を行い、その結果を請求人に対し通知したので、これを公表します。

平成23年 5月16日

天理市監査委員 別 所 矩 佳
 天理市監査委員 梅 崎 浩 充

第 1 監査の請求

1 請求人

氏名 天理市民オンブズマン

代表幹事 梅光 雅幸

住所 天理市三島町86番地

2 請求書の提出

平成23年3月24日

3 請求の要旨

請求の要旨は原文を記載し、事実証明書の内容は省略した。

請求の趣旨

天理市が平成21年 4月 1日より平成22年 3月31日の平成21年度に天理市環境クリーンセンターにおいてなした、持込廃棄物処理手数料の徴収は市条例を遵守せず、公正公平な公共料金の徴収を怠り、貴重な公金に多大な損害を与えたことは明白である。

よって、天理市行政の懈怠により、天理市が被った損害金を天理市代表者天理市長南佳策に返済させるよう適切な措置を求めるものである。

懈怠の事実

1. 天理市条例を遵守していない事実。

本請求は法令遵守の推進を標榜している天理市行政が明らかな違法行為を犯し、公共料金の徴収を怠り、市民に多大なる損害を与えていることを糾すものである。

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例には天理市環境クリーンセンターに搬入されるごみの処理手数料を定めたものがあるが、それによれば天理市が受け入れるごみには、家庭系ごみと事業系ごみ 2種類の区分がある。また家庭系ごみに関しては通常、各自治会の設けたごみ集積場に出されたものを天理市が無料で収集しており、その他が上記搬入されるゴミの内容となっている。その処理手数料は平成21年度当時において、家庭系ごみについて100キログラム迄は無料それを超えて10キログラム毎に80円、事業系ごみについて10キログラム毎に130円となっていた。

しかるに、天理市環境クリーンセンターに搬入されるごみの取り扱いに際し、明らかに事業系ごみである法人団体より搬入されているごみを、家庭系ごみとして取り扱っている。

別添の事実証明書 1～3は請求人が平成22年 3月15日に成した監査請求と同じく、天理教関係よりの搬入ごみの不明瞭な取り扱いに対し、情報公開請求等の調査を行い判明しえた範囲の結果を表にし、条例に規定されているごみの処理手数料による金額と、現状で徴収されている金額との差額を算定し、平成21年度に於ける天理教関係よりの搬入ごみの不明瞭な取り扱いによる、公共料金の不徴収によって生じた損害を、明らかにしたものである。

天理市環境クリーンセンターは、天理教関係よりの搬入ごみを一括して天理教との括りで家庭系ごみとして受け入れているが、搬入計量明細を検証すると、宗教法人天理教、宗教法人天理教教会本部、学校法人天理大学、学校法人天理教校、財団法人天理よろづ相談所病院の 5法人が含まれており、法人団体を家庭系として扱うのは明らかに正当性を欠く。

2. 日本国憲法及び法を順守していない事実

天理市は、請求人が平成22年 3月15日に成した監査請求に端を発した請求人との奈良地方裁判所平成22年（行ウ）第 9号事件において、その陳述において、「毎年多額の寄付があるので減免措置を講じている。」と述べている。これは明らかに憲法にある政教分離の原則を順守しない違法行為である。

地方自治法(以下法と言う。)は地方公共団体が特定の者の利益を図る行為を禁じており、法が

この様に規定する趣旨は、法及び条例を遵守しない違法行為は、財政の運営上多大な損失を蒙り、財政破綻の原因となるのみならず、特定の者の利益の為に運営がゆがめられることにもなり、ひいては住民の負担を増嵩させ、又、地方自治を阻害する結果となるのを防御することにある。

3. 以上のような不明瞭な取り扱いをなし、天理市財政に損失を与えた原因は、明らかに天理市行政の失策に基づくものである。

4. 法は「当該違反行為に基づき当該地方自治体に財産上の損害が生じた場合は、管理者である市町村長は財産管理等の事務の管理執行権限に基づいてこれを是正する義務を負う」と規定するが遵守されていない。

以上、上記懈怠行為により、法及び条例を遵守せず、正当な理由もなく特定の者に利益供与をなし、公共料金の不徴収より、公金に多大な損害を与えたことは明白である。

よって現在判明した平成21年度の天理市環境クリーンセンターに搬入されるごみの取り扱いに際し、明らかになった天理教関係の公共料金不徴収により被った、平成21年度分の天理市の公金損害額金9,446,640円を天理市長に対し弁済を求める等、厳正な措置を講じることを求めるものである。

添付書類

- 資料 1 事実証明書 天理市環境クリーンセンター搬入ごみ計量明細表
- 資料 2 事実証明書 天理市環境クリーンセンター搬入ごみ集計表
- 資料 3 事実証明書 天理市環境クリーンセンター搬入ごみ損害額総計
- 資料 4 参考資料 請求人準備書面（政教分離について）

第2 請求の受理

この請求書は、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する要件を備えているものと認め、平成23年3月25日これを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

平成23年3月30日、法第242条第6項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人から意見の陳述があった。

2 監査委員の任期

法第197条の規定により、議員のうちから選任された 山本治夫 委員の任期が平成23年4月29日付で満了となり、後任者が選任されるまで欠員となった。

3 監査対象事項

平成21年度分の天理市環境クリーンセンターに搬入された天理教関係からの持込廃棄物について、その処理手数料の徴収は、市条例に違背し公共料金の不適正な徴収を行うことにより、天理市の公金に損害を与えたとするについて。

4 監査対象部局及び関係人事情聴取

〔1〕 監査対象部局

環境経済部

平成23年4月12日 実施

（現、前）環境経済部長、（現、前）環境クリーンセンター所長

（現、前）業務課長

〔2〕 関係人対象者

天理教

平成23年4月12日 実施

天理教総務部長、総務課長、総務課員

第4 事実の確認

監査対象とした事項について、法第199条第8項の規定により監査対象部局に対して、関係書類の調査及び職員から事情聴取を行うとともに、関係人調査を実施した結果、以下の事実を確認した。

1 ごみ処理手数料の徴収及び減免の規定

〔1〕 ごみ処理手数料については、天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「条例」という。）

第7条及び別表に次のように規定されている。

（一般廃棄物取扱手数料）

第7条 市は、一般廃棄物の取扱いに関し、次に掲げる区分により、別表に定める一般廃棄物取扱手数料を徴収する。

（1）ごみ（市長が指定した場所に搬入されたものに限る。）

（2）動物の死体（畜産農業に係る死体以外で、市長が指定した場所に搬入されたものに限る。）

（3）し尿（家畜のし尿を除く。）

別表（第7条関係）

一般廃棄物取扱手数料（抜粋）

区分	取扱手数料
----	-------

ごみ	一般家庭から臨時に搬入されるもの	搬入量から100kgを控除した残量10kg（10kg未満は、10kgとみなす。）につき 80円
	事業活動に伴い排出され搬入されるもの	搬入量10kg（10kg未満は、10kgとみなす。）につき 130円
	上記の規定にかかわらず、特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第12条に規定する再商品化等に必要な行為に関する料金を納付したものに限り。）については、1台につき3,000円とする。	

平成21年度の一般廃棄物取扱手数料の額（監査請求対象年度分）

〔2〕 手数料の減免については、条例第9条に次のように規定されている。

（手数料の減免）

第9条 市長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助を受けている者、天災を受けた者その他特に必要と認められたものについては、手数料を減額又は免除することができる。

〔3〕 手数料の減免の手続については、天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第13条に次のように規定されている。

（減免の手続）

第13条 条例第9条に規定する手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

〔4〕 規則は、平成8年7月26日に一部が改正され、同年9月1日から施行された。

〔5〕 これに伴い条例第9条の規定に基づき、天理市では請求人が問題とする天理教各部署の廃棄物の取扱いについて、その処理方法を平成8年8月30日に「天理教関係の廃棄物の扱いについて」として下記のとおり決定されている。（当時の市原市長の決裁）

- ・ 天理教関係のうち、大教会、分教会、布教所、信者詰所、天理養徳院及び寮関係の施設から排出される、廃棄物は家庭系とすること。
- ・ 大教会、分教会、布教所、信者詰所、天理養徳院及び寮関係以外の施設（教会本部各課、病院、炊事本部、学校、大学、その他）から排出される廃棄物は、事業所系とすること。
- ・ 事業所系廃棄物として扱う施設の処理手数料は、当分の間、家庭系廃棄物の処理手数料とすること。

なお、天理教に対しては、平成8年8月20日にその説明会を行っている。

〔6〕 天理教からは、このことについて特に減免の申し出はなかった。

第5 監査結果

本件請求の監査結果は、次のとおり決定した。

本件請求に係る措置請求は、理由がないものとし棄却する。

以下、その理由について述べる。

前記、第4の〔5〕に記している、条例第9条に基づく減免措置については、天理市として従前より、天理教から毎年度相当額の寄附を受け入れているため、そのことを配慮したものであり、それにより、事業所系として扱うべき、教会本部各課、病院、炊事本部、学校、大学及びその他の施設から排出されている廃棄物については、当分の間、家庭系の処理手数料に減額しているが、このことは、市長の裁量権の範囲内と判断する。

また、請求人は、政教分離の原則に違反するとも主張するが、本件減額措置は上記理由に基づいてなされた市長の裁量権に属する判断であるから、相当であると認める。

（平成23年5月25日揭示済）

天監委告示第2号

定期監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定により、平成23年度第1回定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成23年5月25日

天理市監査委員 別所 矩佳
天理市監査委員 梅崎 浩充
天理市監査委員 飯田 和男

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の執行期間及び監査対象

監 査 執 行 期 間	監 査 対 象	予算執行状況調査日
平成23年 4月28日～平成23年 5月 2日	教育委員会 図書館	平成23年 3月31日
平成23年 5月 6日～10日	教育委員会 教育総合センター	平成23年 3月31日
平成23年 5月11日～12日	教育委員会 文化センター	平成23年 3月31日

3 監査の範囲 平成22年度の財務に関する事務の執行状況

4 監査の対象事項

- (1) 予算の執行状況
- (2) 収入及び支出事務処理状況
- (3) 物品の出納保管状況
- (4) 補助金関係事務処理状況
- (5) 契約関係事務処理状況
- (6) 財産の管理状況

5 監査の方法

監査対象となった各所属長から、資料の提出を求め、予算の執行、収入及び支出事務等財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、監査を行った。

6 監査の結果

事務処理等は、予算の目的に従い法令に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。なお、注意すべき事項については関係職員に指示しておいた。

監査の結果は、以下のとおりである。

図書館

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成23年 3月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
雑入	65,000	47,603	44,653	2,950	93.8

(2) 歳出

平成23年 3月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
図書館費	28,776,000	24,562,676	4,213,324	85.4

(注:職員給与費除く。)

歳入の主なものは、コピー使用料である。

歳出の主なものは、臨時雇賃金、図書購入費、電算システム借上料等である。

イ 図書館の利用状況等について

平成22年度末の蔵書冊数は166,294冊であり、21年度末に比べ2,761冊の増である。

また、図書貸出の登録者は6,834人、年間の来館者数は64,877人(1日平均239人)、貸出冊数は220,311冊の利用があり、移動図書館をはじめ、子どもに対するお話し会、ストーリーテラー(お話の語り手)養成講座等の主催事業が行われた。

教育総合センター

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成23年 3月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
教育費委託金	782,000	700,000	700,000	0	100.0

(2) 歳出

平成23年 3月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
教育総合センター費	20,799,000	18,900,773	1,898,227	90.9
内 現年分	19,399,000	17,725,823	1,673,177	91.4
繰越明許費	1,400,000	1,174,950	225,050	83.9

(注:職員給与費除く。)

歳出の主なものは、少年指導員報酬、カウンセラー相談員報償費、教育研修・子育て講座等の講師謝金、青少年健全育成天理市民会議補助金等である。

イ 補助金関係について

子育てサークル育成補助金、青少年健全育成天理市民会議補助金等であり、補助金交付要綱等の関係

書類を監査した結果、適正に処理されていた。

文化センター

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成23年 3月31日現在 (単位: 円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
教育使用料	3,420,000	3,388,420	3,388,420	0	100.0
雑入	61,000	66,515	59,578	6,937	89.6
合計	3,481,000	3,454,935	3,447,998	6,937	99.8

(2) 歳出

平成23年 3月31日現在 (単位: 円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
文化センター費	76,941,000	59,633,236	17,307,764	77.5

(注: 職員給与費除く。)

歳入の主なものは、文化センター使用料である。

歳出の主なものは、センターの維持管理費、第九交響曲演奏会補助金及び各種委託料等である。

イ 委託関係について

電気・空調・衛生設備等の管理保守点検業務委託、ピエーナ少年少女合唱団事業委託、山の辺文化会議委託、ロビーコンサート事業委託等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

ウ 文化センターの利用状況は、次表のとおりである。

平成23年 3月31日現在 (単位: 円・%)

区分・月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
文化ホール	13	13	10	11	13	8	14	15	10	9	12	10	138
展示ホール	1	3	1	0	2	2	3	4	1	1	2	2	22
和室	24	29	27	28	29	18	35	355	18	21	37	18	319
会議室	18	18	21	17	13	22	20	13	16	18	22	20	218
オーディオルーム	6	11	15	11	8	10	12	7	11	13	11	15	130
視聴覚室	17	18	22	20	13	26	25	18	17	13	22	19	230
合計	79	92	96	87	78	86	109	92	73	75	106	84	1,057

む す び

以上が平成23年度第1回、図書館、教育総合センター及び文化センターの定期監査を行った結果である。

平成22年度の予算執行状況、収入支出の事務処理状況、物品の出納保管状況等について監査を実施した結果、法令に準拠し、それぞれの予算の目的に従い、適正に処理されていた。今後も施政方針に則り適正な事務の遂行に努められたい。

公営企業

(平成23年 5月13日揭示済)

天理市上下水道局告示第6号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成23年 5月13日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成23年 5月13日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市指定給水装置工事事業者

商号 (株) 道下工業所

代表者 道下 彰

住所 大阪府堺市美原区黒山66

天理市指定給水装置工事事業者

商号 (株) エンジニアサカウエ

代表者 坂上 一幸

住所 大阪府高槻市宮野町12-20

(平成23年 5月27日揭示済)

天理市上下水道局公告第2号

農業集落排水処理施設の供用を開始するので、天理市農業集落排水処理施設条例(平成9年3月天理市条例第16号)第4条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成23年5月27日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

記

- 1 供用を開始する年月日
平成23年6月1日
- 2 供用を開始する区域
天理市上仁興町、下仁興町及び苜原町の一部

(平成23年6月3日揭示済)

天理市上下水道局告示第7号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成23年6月3日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成23年6月3日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市指定給水装置工事事業者

商号 (株) リュウビ・エンジニアリング

代表者 笠井 昌志

住所 大阪府大阪市平野区平野西6-3

天理市指定給水装置工事事業者

商号 有山農工社 (株)

代表者 有山 千代野

住所 奈良県生駒市高山町4103-1